

## 全疾病保障タイプ

### 8大疾病保障タイプ

ガン保障

脳卒中・  
急性心筋梗塞保障ガン診断一時金保障  
(配偶者・女性用)重度慢性疾患保障  
(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・  
肝硬変・慢性肺炎保障)8大疾病以外の  
病気やケガ保障ご利用いた  
だける方

住宅ローンを新規のご契約で、お借入時の年齢が満18歳以上71歳未満の団体信用生命保険・就業不能信用費用保険に加入できる方  
 ○既に当行でお借入いただいている住宅ローンからの切替えは出来ません。  
 ○ガンに罹患されたことのある方はご契約いただけません。  
 ○ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障は、配偶者(女性)の住宅ローンお借入れ時の年齢が満18歳以上満71歳未満の方が対象となります。

上乗せ金利<sup>(注)</sup>満18歳以上50歳以下：年0.2%  
満51歳以上71歳未満：年0.3%満18歳以上50歳以下：年0.3%  
満51歳以上71歳未満：年0.4%

保障開始日以降に、生まれて初めてガンに罹患し医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、返済に充当されます。

○上皮内新生物(上皮内ガン)(大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含む)・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)は除きます。

○対象となるガンの定義については「被保険者のしおり」でご確認ください。  
 ○保障開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が保障開始日以降であっても、診断給付金をお支払いしません。

【保険金の場合】  
 保障開始日以降に、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)または急性心筋梗塞により就業出来ない状態となり、その状態が継続しローン返済日が到来した場合、最長2か月を限度として毎月の返済額相当額が保険金として北陸銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。

【診断給付金の場合】  
 保障開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態が継続したと医師によって診断された場合、債務残高相当額が診断給付金として北陸銀行に支払われ、返済に充当されます。

【保険金の場合】  
 保障開始日以降に、重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)により就業出来ない状態となり、その状態が継続しローン返済日が到来した場合、最長12か月を限度として毎月の返済額相当額が保険金として北陸銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。

【保険金の場合】  
 保障開始日以降に、8大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)以外の病気やケガにより就業出来ない状態となり、その状態が継続しローン返済日が到来した場合、最長12か月(保障期間を通算して36か月)を限度としてローン契約上の毎月の返済額相当額が保険金として北陸銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。

【診断給付金の場合】  
 保障開始日以降に、「上皮内新生物(上皮内ガン)(乳管などの非浸潤ガンを含む)」は、診断給付金のお支払いとなりません。  
 【保障開始日の前に罹患した女性特有のガンの定義について】  
 保障開始日の前に罹患した女性特有のガンについては、診断確定が保障開始日以降であってもお支払いしません。

【対象となる女性特有のガンの定義については】  
 「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。

【債務線上返済支援保険金の場合】  
 保障開始日以降に、重度慢性疾患により就業出来ない状態となり、その日から12か月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務線上返済支援保険金として北陸銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。

【債務線上返済支援保険金の場合】  
 保障開始日以降に、8大疾病以外の病気やケガにより就業出来ない状態となり、その日から12か月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務線上返済支援保険金として北陸銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。

※ローン実行日前の発病および保障開始日の前に発生した就業不能状態については「保険金」をお支払いしません。また、保障開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については「診断給付金」をお支払いしません。  
 ※所定の状態・就業出来ない状態(就業不能状態)については「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。



保障内容  
※中面にも記載  
しております

保障期間 住宅ローンご返済期間(保障の開始日にご注意ください)

保障開始日 ローン実行日より  
90日経過した日の翌日 ローン実行日より3か月を経過した日の翌日  
※ローン実行日から3か月間は待機期間となり保障対象外となります。

てん補期間 該当なし 【保険金の場合】最長2か月  
(支払限度期間:通算36か月) — 【保険金の場合】最長12か月  
(支払限度期間:通算36か月)

○保障対象となるローンのご契約者でなくなった時 ○満82歳の誕生日に到達した時

支払事由に該当し、  
保険金が支払われた時 急性心筋梗塞・脳卒中に関する保障、5つの重度慢性疾患、8大疾病以外の病気やケガに対する保障それぞれの所定の支払限度期間分の保険金が支払われた時(支払限度期間分の保険金が支払われた保障のみ終了します)

所定の支払限度期間分の保険金が支払われた時

※がん診断一時金(配偶者・女性用)保障は、一時金が支払われたとき(お支払いは1回のみ)、配偶者が満82歳のお誕生日に到達したとき、法律上の婚姻関係の終了や死亡等により保障が終了します。住宅ローン契約者が保障の終了に関する事項に該当し、保障が終了したときは、がん診断一時金(配偶者・女性用)保障も終了します。

保険 正式名称 団体信用生命保険  
特定疾病保障特約II型  
※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入いただけます。 急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約・悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)付帯就業不能信用費用保険 重度慢性疾患のみ保障特約・債務線上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険 特定疾病および重度慢性疾患保障対象外特約・債務線上返済支援特約・就業不能時入院費用保険特約付帯就業不能信用費用保険

引受保険会社 カーディフ生命保険株式会社 カーディフ損害保険株式会社

(注)8大疾病保障タイプ、全疾病保障タイプにご加入いただく場合には、住宅ローン金利に上記の上乗せをさせていただきます。

【重要事項の説明について】保険金や診断給付金をお支払いできない場合など、詳しい保障内容のご説明については被保険者のしおりに記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、がん保障特約付団体信用生命保険はカーディフ生命保険株式会社・就業不能信用費用保険はカーディフ損害保険株式会社の引き受けとなります。ご不明の点は被保険者のしおりに記載のお客さま相談窓口へご照会ください。

【注意】記載の団体保険に関する説明は、北陸銀行が保険契約者としての立場からローンご利用のみなさまの便宜のために行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

●ローンのご契約については当行所定の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。●一度ご加入いただいた団体信用生命保険は原則として別の団体信用生命保険へ切り替えはできません。●店頭に説明書をご用意しております。●地銀協団体信用生命保険および地銀協ライフサポート団信もご用意しております。●住宅ローンおよび本商品の詳細については、北陸銀行の窓口または担当者までお問い合わせください。

## 北陸銀行 住宅ローン

### 全疾病保障

### 8大疾病保障

### 一般団信

団体信用生命保険



大切なご家族とマイホームを守るために、安心をプラス。



\*ただし、住宅ローン残高が0円となるための保険金および診断給付金のお支払いには、所定の条件がございます。

お支払いに関する「所定の条件」・「制限条件」は「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

\*団体信用生命保険をご利用の場合、所定の金利を上乗せいたします。詳しくは裏面をご覧ください。

- ローン実行日(加入日)から3か月間(ガン保障は90日間)は、保障の対象となりません。死亡・高度障害はローン実行日(加入日)より保障の対象となります。
- ガンに罹患したことのある方はご契約いただけません(一般団信を除く)。●「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」および「上皮内新生物(上皮内ガン)」は、診断給付金支払いの対象外となります。●告知の内容により、保険会社が加入をお断りする場合があります。●お申込金額は最高2億円までとなり、またお申込金額が1億円を超えるときは、保険会社所定の診断書の提出が必要となります。
- 診断給付金、保険金のお支払いには上記の他にも制限条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。

# さまざまな病気やケガに手厚い安心保障!

死亡または所定の高度障害状態に該当したら、住宅ローン残高が **0円**に!

●ローン返済期間中に、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、保険金をお支払いし、ローン残高を保障します。保障開始日はローン実行日(加入日)となります。

保障開始日以降にガンと診断されたら、住宅ローン残高が **0円**に!

初期のガンでも **0円**に 保障開始日以降に、生まれて初めてガンと診断されたら進行程度にかかわりなく、住宅ローン残高が0円になります。  
完治した後も **0円**に 給付金が支払われた後に、病気が完治した場合も診断給付金をお返しいただく必要はありません。

●保障開始日以降に、生まれて初めてガン(悪性新生物)にかかり、医師により診断確定された場合、診断確定時点のローン残高相当額が支払われ、ローンの返済に充当されます。  
●「上皮内新生物(上皮内ガン<sup>※1</sup>)および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」などは保障対象外となります。対象となるガンについては右下の「お支払い対象となるガン(悪性新生物)の例」でご確認ください。  
●保障開始日は、ローン実行日(加入日)から91日目となります。保障開始日前に罹患したガンは医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。

保障開始日以降に脳卒中[脳梗塞、脳内出血]・急性心筋梗塞で所定の状態<sup>※2</sup>が60日以上継続した場合、住宅ローン残高が **0円**に!

■脳卒中・急性心筋梗塞保障イメージ  
  
I 就業不能状態<sup>※3</sup>がローン約定返済日まで継続した場合  
1回あたり最長2か月間のローン返済額を保障  
II 初めて診療を受けた日を含めて所定の状態<sup>※2</sup>が60日以上継続したと、医師により診断された場合  
住宅ローン残高が**0円**に!  
▲ローン実行日  
▲「脳卒中」「急性心筋梗塞」で就業不能状態に  
▲「脳卒中」「急性心筋梗塞」で就業不能状態に  
▲「脳卒中」「急性心筋梗塞」で就業不能状態に  
【ご注意】1.保障開始日はローン実行日(加入日)から3ヶ月を経過した日の翌日となります。ローン実行日(加入日)前の発病および保障開始日前に発生した就業不能状態<sup>※3</sup>についてはIの保障の対象となりません。保障開始日前に発病した脳卒中・急性心筋梗塞についてはIIの保障の対象となりません。

保障開始日以降の5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺炎)により就業不能状態<sup>※3</sup>が12か月を超えた場合、住宅ローン残高が **0円**に!

■5つの重度慢性疾患保障イメージ  
  
I 就業不能状態<sup>※3</sup>がローン約定返済日まで継続した場合  
1回あたり最長12か月間のローン返済額を保障  
II 就業不能状態<sup>※3</sup>が12か月を超えて継続した場合  
住宅ローン残高が**0円**に!  
▲ローン実行日  
▲「5つの重度慢性疾患」で就業不能状態に  
▲「5つの重度慢性疾患」で就業不能状態に  
▲「5つの重度慢性疾患」で就業不能状態に  
【ご注意】1.保障開始日はローン実行日(加入日)から3ヶ月を経過した日の翌日となります。ローン実行日(加入日)前の発病および保障開始日前に発生した就業不能状態<sup>※3</sup>についてはIの保障の対象となりません。2.ローンの返済日に対象の疾病で就業不能状態<sup>※3</sup>の場合に保障の対象となります(就業復帰後、再び就業不能というような場合でも就業復帰期間中は対象となります)。3.ローン残高の保障(債務線上返済支援保険金)は、この保障による継続した同一の就業不能の期間が所定の期間を超えることが条件となります(12か月間継続していない場合でも、条件により支払対象となることがあります)。この就業不能期間の取扱方法については、「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」で必ずご確認ください。

奥さまが女性特有のガンと診断されたら、ガン診断一時金として **100万円**をお支払い!

●住宅ローン契約者の配偶者(法律上婚姻関係にある女性)が、保障開始日以降に生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなど女性特有のガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、一時金100万円をお支払いします。(お支払いは1回のみです)  
●保障開始日は、ローン実行日(加入日)から3ヶ月を経過した日の翌日となります。保障開始日前に罹患した女性特有のガンは医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。  
●上皮内新生物(上皮内ガン<sup>※1</sup>)などはお支払いの対象外とさせていただきます。上皮内新生物(上皮内ガン<sup>※1</sup>)には乳管等の非浸潤ガンが含まれます。  
●保障対象となる女性特有のガンの詳細は「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」でご確認ください。

北陸銀行を契約者とし、当行住宅ローンのご利用者を被保険者とする保険契約で、

住宅ローンのご利用者が保険期間中に所定のお支払事由に該当された場合に、

保険会社から保険金が当行に支払われ、その保険金をもって住宅ローンの返済に充当する団体保険です。

本リーフレットでは8大疾病保障タイプと、より手厚い全疾病保障タイプの2種類をご説明いたします。

体験談動画はコチラ!



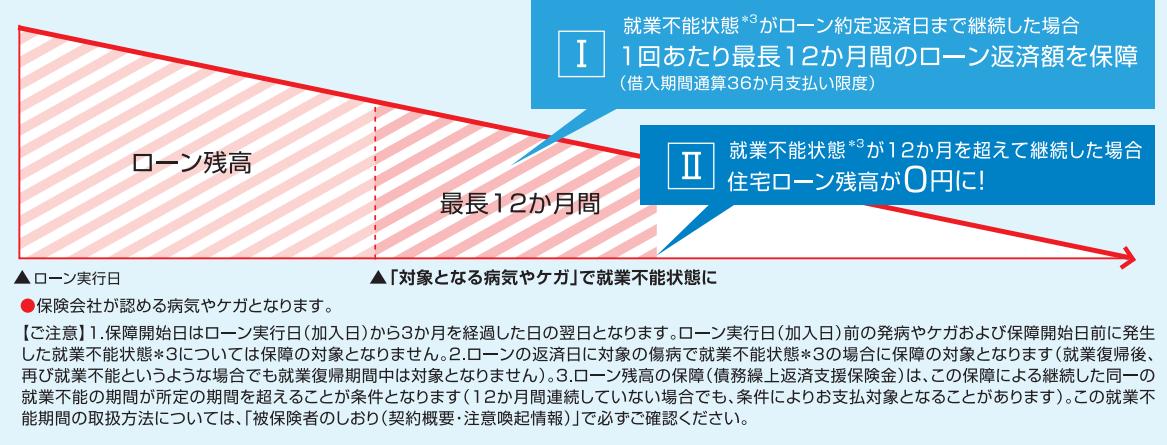
## 全疾病保障タイプなら保障開始日以降 8大疾病以外の病気やケガでも

住宅ローン残高が **0円**に!

### 8大疾病保障タイプ



#### ■8大疾病以外の病気やケガ保障イメージ



## 病気やケガで入院した場合、入院一時金として

**10万円**をお支払い!

●保障開始日以降、病気やケガにより入院した場合、入院費用保険金として、入院一時金10万円をお支払いします。  
●入院費用保険金のお支払いは、ローン期間を通常して12回を限度とします。  
●保険金が支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取り扱われ、保険金のお支払いが制限される場合があります。  
●保障開始日は、ローン実行日(加入日)から3ヶ月を経過した日の翌日です。

### お支払い対象となるガン(悪性新生物)の例

部位	ガン(悪性新生物)の種類	部位	ガン(悪性新生物)の種類
脳・神経	「悪性脳腫瘍」「悪性脊髄腫瘍」等	婦人科	「子宮ガン」「乳ガン」「卵巣ガン」等
口腔・鼻・咽頭(いんとう)	「舌ガン」「鼻腔ガン」「咽頭ガン」等	皮膚	「皮膚の悪性黒色腫」等
呼吸器および胸部	「喉頭(こうとう)ガン」「乳ガン」「肺ガン」「気管支ガン」等	骨・筋肉	「肉腫」「骨肉腫」等
消化器	「胃ガン」「食道ガン」「大腸ガン」「直腸ガン」等	血液・リンパ	「悪性リンパ腫」「白血病」「多発性骨髄(こつずい)腫」等
肝臓・胆のう・膵臓(すいぞう)	「肝臓ガン」「胆のうガン」「膵臓(すいぞう)ガン」等	内分泌	「甲状腺ガン」「下垂体ガン」等
泌尿器	「腎臓ガン」「精巣(睾丸)ガン」「前立腺ガン」「膀胱ガン」等	その他	「原発部位不明のガン」等

\*奥さまのガン保障の対象となるガンについては「被保険者のしおり」でご確認ください。

\*1.上皮内新生物(上皮内ガン)、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンはお支払い対象外です。

\*2.所定の状態とは…脳卒中:言語障害・運動失調・麻痺等、次のような他覚的な神経学的後遺症が継続した場合をさします。呂律が回らない・言葉が出ない等の言語障害・体が動かない・思う通りに動かせない等の運動失調や麻痺の状態。

急性心筋梗塞:労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動は制限を必要とする状態)が継続した場合。

\*3.就業不能状態とは…入院、医師の指示による自宅療養などにより、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態。

●保険金、診断給付金のお支払いには制限条件がございます。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」を必ずご確認ください。